

**都市計画公園・緑地の整備を目的とした
生産緑地の買取り等事業に対する補助事業採択基準**

平成30年7月2日 29都市政緑第639号 制定
令和5年4月1日 4都市政緑第748号 改定

第1 目 的

都市計画公園・緑地の整備を目的とした生産緑地の買取り等事業に対する補助金交付事務を円滑かつ有効に実施するため、以下のとおり採択基準を定める。

第2 適 用

この採択基準は、都市計画公園・緑地の整備を目的とした生産緑地の買取り等事業に対する補助金交付要綱（平成30年7月2日29都市政緑第639号制定 令和5年4月1日4都市政緑第748号改定）に基づく補助事業の採択について適用する。

第3 採択基準

第2に定める補助事業は、次に掲げる要件に適合した土地について行う。

1 生産緑地等の公園緑地としての買取りの対象地

(1) 都市計画公園又は緑地として決定されていること。

補助金交付申請時に公園又は緑地として都市計画決定されている土地の区域内であること。

なお、都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項に基づく都市計画事業の認可を受けることを原則とする。

(2) 主たる箇所が生産緑地地区に指定されていること。

補助対象の土地の主たる箇所が、生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条の規定により、生産緑地地区として指定されていること（過去に生産緑地地区として指定されており、買取りの申出により自治体の公社等が買い取っている土地も含む）。

なお、「主たる箇所が生産緑地地区として指定されている」とは、申請面積のうち5割以上を生産緑地が占めており、残りの面積は、その生産緑地と一体的に公園緑地として活用する市街化区域内農地であることとする。ただし、申請面積のうち、市街化区域内農地が過半を占めている場合は、生産緑地と同面積までを補助対象とする。

2 買取り生産緑地等の公園緑地としての整備

(1) 1で取得した生産緑地等であること。

第4 その他

補助事業の採択は、各年度において、1自治体3件限りとする（1件とは、同一の都市計画公園・緑地に指定されていることを指す）。

買取り生産緑地等の公園緑地としての整備に係る補助単価は、実施単価又は1平方メートルあたり15,000円のいずれか低い額とする。

また、社会資本整備総合交付金の申請を行うなど、特定財源の活用を図ること。

なお、本補助金と「市町村都市計画事業に対する都費補助要綱」に定める補助金とを重複して申請することはできない。

附 則

- 1 この採択基準は、平成30年7月2日から施行する。
- 2 この採択基準は、令和5年4月1日から施行する。